

新型コロナウイルス感染症対策と 学校運営に関するガイドライン 【都立学校】

～学校の「新しい日常」の定着に向けて～

令和2年5月28日
東京都教育委員会

はじめに

はじめに、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日々、最前線に立ってご尽力されている医療関係者の方々、日常を支える業務に携わられている方々などに感謝を申し上げます。

教職員の皆さんにおいては、前年度から続く長期休業中、児童・生徒等の心身の健康状態の把握や、オンライン学習等による家庭学習への対応、また受け入れ体制の確保など、これまでにない環境下での対応にご苦労されたことと思います。この間のご尽力に感謝申し上げます。

学校の教育活動を再開するに当たっては、これから一定期間、新たなウイルスとともに社会で生きていかなければならないという認識に立ち、感染症予防策を講じながら、児童・生徒等の健やかな学びの保障との両立を図り、学校の「新しい日常」を定着させていくことが必要です。そのためには、教職員の皆さんお一人お一人の健康管理とともに、児童・生徒等の指導に当たる役割がとて重要です。

各学校においては、感染症予防策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動を工夫して実施していただきたいと思います。このことは感染症の第2波への備えにもなります。

各家庭においては、児童・生徒等のみならず、保護者やご家族の皆さまも含め、日々の感染予防に努めていただくことが、学校での感染拡大の防止につながります。学校の「新しい日常」の定着に向けたご理解、ご協力をお願いします。

今後とも都教育委員会は、児童・生徒等の安全・安心の確保とともに、円滑な学校教育活動の実施に万全を期してまいります。

東京都教育委員会 教育長 藤田 裕司

目次

本ガイドラインについて	1
感染症対策に関する基本的な考え方	2
I 学校運営編	
1 感染症予防策の徹底	3
(1) 幼児・児童・生徒への指導	3
(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼	7
(3) 教職員等の健康管理	7
(4) 校内環境の適切な管理	8
(5) 連絡体制・衛生管理の徹底	8
2 教育活動の再開	
(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策	10
(2) 段階的な教育活動の再開	11
(3) 分散登校期間における教育活動上の留意点	16
(4) 教育活動の再開に当たっての配慮事項	19
(5) 登校の判断	21
(6) 特別支援学校における留意点	22
(7) 子供の居場所確保	22
(8) 年間指導計画等の見直し	23
II 臨時休業編	
1 学校において感染者等が発生した場合の対応	26
2 地域の感染状況を踏まえた対応	27
◆資料	
・学校の「新しい日常」(児童用・生徒用・保護者用)	
・学校を再開するに当たっての準備チェックリスト	
・健康観察票(児童・生徒等)	
・教職員等の健康チェック票	
・感染防止対策チェックリスト(教室等)	
・家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)	

本ガイドラインについて

本ガイドラインは、都立学校における段階的再開の具体的な段取りや感染症予防策の具体的内容、教育活動に係る運営方法、感染者が出た場合の対応などをまとめ、これからの学校の「新しい日常」を定着させていくものです。

各学校においては、本ガイドラインに基づき、感染症予防策を徹底して行うとともに、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせた教育活動に取り組んでください。

なお、本指針は、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますので、御留意ください。

感染症対策に関する基本的な考え方

感染症対策においては、一人一人の感染予防に関する行動が、自分の命を、家族を、大切な人を、社会を守ることにつながる。また、感染症拡大防止のため、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、最前線で尽力されている方々により、私たちの生活は成り立っている。学校教育活動の再開に当たっては、教職員、幼児・児童・生徒、その保護者、その他の学校関係者などの全員が、この認識を共有していくことが重要である。

そうした共通認識の下で、手洗いや咳エチケット、換気の徹底といった基本的な感染症対策に加え、「3つの密」を徹底的に避けるために身体的距離を確保する（ソーシャルディスタンス）など、学校内外で「新しい日常」を徹底して実践することが必要である。

そのため、学校内外において、以下五つの対策を徹底して講じる必要がある。

- 以下の「3つの密（密閉・密集・密接）」を回避することを徹底
 - ・ 換気の悪い密閉空間
 - ・ 多くの人々が密集している状況
 - ・ 互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為

※特に、「3つの密」の条件が同時に重なる状況は必ず回避

- 正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底
- 不要不急の外出行動を行わない・行わせないことを徹底
- 日頃の連絡体制を確認し、確実に連絡が行き渡る体制づくりを徹底
- 学校医や学校薬剤師等と連携した校内保健管理体制の整備の徹底

上記の対策のうち、一人一人が特に徹底すべき対策を「感染症基本行動3か条」として定め、徹底した対策を行うこととする。

「感染症基本行動3か条」

- ✓ 「3つの密」を徹底的に回避する。
- ✓ 正しいタイミングと正しい方法で手洗いをする。
- ✓ 咳エチケットを徹底する。

I 学校運営編

1 感染症予防策の徹底

(1) 幼児・児童・生徒への指導

学校は、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という。）に対し、以下の内容を指導すること。

ア 新型コロナウイルス感染症についての理解

児童・生徒等が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、発達段階を踏まえた指導を行う。また、疾病に対する抵抗力を高めるため、家庭における十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心掛けるよう指導すること。

感染者や濃厚接触者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、発達段階に応じた指導を行う。

※新型コロナウイルス感染症の予防に関わる指導資料（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

イ 「3つの密」の徹底した回避

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人々が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や共同行為が行われる）という三つの条件が同時に重なる場を避けるよう、指導を徹底すること。「3つの密」が同時に重ならない場合でも、児童・生徒等同士の間隔は、おおむね1～2mの距離を確保し、対面とならないよう対策を講じること。



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

ウ 正しいタイミングと正しい方法による手洗いの励行

家庭では、帰宅時や食事の前後、トイレ使用后、咳やくしゃみ・鼻をかんだ後、学校では、登校時や給食前後、外で活動した後、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用后、咳やくしゃみをした後、鼻をかんだ後、教材を共用した後など、飛沫や接触による感染リスクが高まるタイミングにおいて、石けんを使用して30秒程度泡立て、十分に水で流し、清潔なタオルやハンカチ、ペーパータオルでよく拭き取って乾かす手洗いを励行するよう指導すること。

学校で手洗いをさせる際には、手洗い場所が密集・密接しないよう、手洗い場所付近に立ち位置を示すマーキングを行うことや、正しい手洗いを行う時間を確保できるよう、授業中や休み時間を問わず、トイレの使用や手洗いを時間差で行わせることなどの対策を講じること。

※手洗いをしていない状況では、接触感染防止のため、眼、鼻、口などに触れることを避けるよう指導する。

※タオルやハンカチは共用せず、毎日交換したものを持参させ、清潔を保つよう指導する。

※手洗い場の数などで、正しいタイミングでの手洗いの励行が困難な場合でも、アルコールを含んだ手指消毒薬などを併用し、手指消毒の徹底に努めるよう指導する。

※映像資料「感染症予防のための正しい手洗い方法」(東京都)

https://www.youtube.com/watch?v=IViN9C_BS-0



石けんできれいになったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

エ 咳エチケットの徹底

外出から帰宅まで、また、登校から下校（食事時や運動時、その他事情のある場合を除く。）まで、マスクを鼻と口を覆って着用させること。登校時にマスクを忘れてきた場合や、校内でマスクを汚してしまった場合などは、鼻や口をティッシュやハンカチで覆わせた上で、保健室等に保管している予備のマスクを着用させるなどを徹底すること。マスクを着用させることができない、やむを得ない場合には、ティッシュ・ハンカチや袖で口・鼻を覆わせるなど、咳エチケットを行うよう指導すること。

マスク着用により熱中症などの健康被害の可能性が高いと考えられる場合には、換気が十分に行われている環境の下で、互いに十分な距離を保った上で、マスクを外すことを認めること。また、授業の前後や授業中に適宜水分を摂取させるなど、児童・生徒等の健康状態に常に注意を払うこと。

なお、児童・生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となる。

「各自に必要な持ち物」

- ✓ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ✓ マスク
- ✓ マスクを置いたり、持ち運んだりするための布又はビニール袋



（出典：首相官邸 HP・厚生労働省）

正しいマスクの着用



(出典：首相官邸 HP・厚生労働省)

※手作りマスクの作成方法（子どもの学び応援サイト等、文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

※布製マスク洗い方の動画（経済産業省、厚生労働省）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200319009/20200319009.html>

参 考 マスクについて

<マスクの効果>

マスクには、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぎ、ウイルス等を人に感染させるリスクを減らす効果があります。症状がない感染者（不顕性感染）もウイルスを人に感染させる可能性はあるため、学校のように多くの児童・生徒等や教職員等が集まる場所では、マスクを着用することにより感染拡大を防ぐ効果があります。



<マスクを着用する際の注意事項>

- ・マスクを着用することにより呼吸に負荷がかかる場合もあるため、熱中症のおそれがある場合等は、換気や互いに距離を保つなどの感染予防策を行った上で、マスクを着用しないこともあります。また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。
- ・マスクのフィルターには病原体が付着している可能性があるため、使用中はあまり触らないようにします。体育の授業や食事等で外す場合も、できるだけ表面には触らないようにし、布で挟んだり、ビニール袋に入れたりして保管します。マスクを外した後は、流水と石けんで手を洗います。

<指導に当たって>

- ・児童・生徒等が、学校でマスクを着用することの効果や着用する際の注意事項を理解できるよう指導します。
- ・マスクについては、一律に着用を促すだけでなく、個々の児童・生徒等の事情に応じた配慮が必要であり、そのことを保護者にも周知する必要があります。

(2) 児童・生徒等と同居する保護者などへの依頼

- (1)の内容を保護者にも通知等により確実に伝達するとともに、家庭においても対策を徹底していただくこと。
- 児童・生徒等が感染する場合、家庭内感染であることが多いと言われており、児童・生徒等と同様に家族も健康観察を実施していただくなど、家庭における感染症対策の徹底を依頼すること（令和2年5月21日時点で、新型コロナウイルス感染症の感染が判明している都内公立学校に通う児童・生徒等のうち、8割以上が家庭内感染とされている。）。
- 家庭で以下の事項について実施していただくよう依頼すること。
 - ・ 毎朝の検温
 - ・ 検温結果と健康状態について健康観察票に記載
 - ・ 健康観察票において何らかの症状が見られる場合は無理をせず休養させる（症状については主治医等に相談すること。）
 - ・ マスクの準備と着用
- 校長は、児童・生徒等が息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、あるいは同居の家族の中に新型コロナウイルスに感染した者がいる場合、児童・生徒等が濃厚接触者である旨を把握した場合には、速やかに学校に知らせるよう、あらかじめ保護者に依頼すること。

(3) 教職員等の健康管理

- 教職員や講師、講話などを実施する外部の人材など（以下「教職員等」という。）は、児童・生徒等と密に接することから、正しいタイミングと正しい方法による手洗い、咳エチケットの励行や健康管理等の感染症対策を、一層徹底して実施すること。
- 教職員等は、毎朝自宅で検温を行い、適切な健康管理に努めるとともに、健康状態に不安がある教職員等は無理な出勤を避け、発熱等の風邪の症状が見られるときは自宅で休養すること。
- 教職員等は、検温結果などから風邪症状がないことを確認のうえ、出勤時に「健康チェック票」に体温等を記録すること。この際、オンラインを活用したり、体温を記録できるアプリを利用したりすることも可能である。
- 校長は、毎日、教職員等の健康状態について問題がないことを確認し、3週間は記録を保管すること。
- 勤務時間外においても、「3つの密」が想定される場所、特に「3つの密」が同時に重なる場所を避けること。家族、同居者等も同様に認識していただき、行動自粛について徹底すること。

(4) 校内環境の適切な管理

- 昇降口付近や手洗い場、トイレ、教室など、校内の適切な箇所に石けんやアルコールを含んだ手指消毒薬を設置し、手指の衛生を保てる環境を整備すること。
- 換気を行うため、教室のドアは常時開放することとし、授業中における窓開けなどの換気は、可能であれば常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する。）、2方向の窓を同時に開けて行うこと。また、エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要である。
- 換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させること。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用すること。
- 上記の適切な換気を行いつつ、空調や衣服による温度調節、除湿器による湿度調節などの校内環境管理の対策を講じること。
- 教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、窓枠、窓の鍵など）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム）を用いて清拭する。また、教室には感染防止対策チェックリストを設置し、消毒を行った日時を記録する。
- その他の学校施設管理について、以下の対応に留意すること。
 - ・学校再開時に残留塩素濃度が規定値に達していない場合には、末端の蛇口から放水するなど、配管や貯水槽の水を新規水道水に入れ替えることで、末端の蛇口で残留塩素を確実に確保すること。なお、残留塩素が消失した際は、学校薬剤師に報告し対応等を相談すること。
 - ・水道水の水質検査は毎授業日に実施し、原則として、滞留等で水質が最も悪化すると予想される末端の給水栓（1か所）で残留塩素濃度を確認し、記録を残すこと。



(5) 連絡体制・衛生管理の徹底

- 保護者と日中に必ず連絡が取れるよう、学校再開前に連絡先を改めて確認し、家庭との連絡体制を整備すること。
- 学校医や学校薬剤師との連携の下で、個別の学校の施設の状況等に応じた必要な消毒対策を実施するなど、徹底した衛生環境の整備に努めること。

参 考 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

<消毒する場所>

教室やトイレなど児童・生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童・生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）

<消毒液の作り方>

商品説明を参考に、濃度 0.05%に薄めた次亜塩素酸ナトリウムで拭く。希釈後は保存がきかないため、使用する直前に作る。手指消毒は不可。

0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



【使用時の注意】
・換気をしてください。
・家事用手袋を着用してください。
・他の薬品と混ぜないでください。
・商品パッケージやHPの説明をご確認ください。

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25mL (商品付属のキャップ 1 杯) ※ ※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水 1 L に本商品 10ml (商品 付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツエイ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

<消毒方法>

- ① 換気をした上、マスク、ゴム手袋を着用して消毒する。
- ② 薄めた次亜塩素酸ナトリウムに浸した布を軽く絞って拭く。
- ③ 金属は腐食することがあるため、10分後に水拭きする。

※消毒薬の準備や消毒箇所の分担等、校内で協力して消毒する。

※感染者が判明した場合は、保健所の指示に従い、同様の方法で消毒する。

(厚生労働省ホームページより一部抜粋し作成)

2 教育活動の再開

(1) 教育活動を実施する上で必要な感染症対策

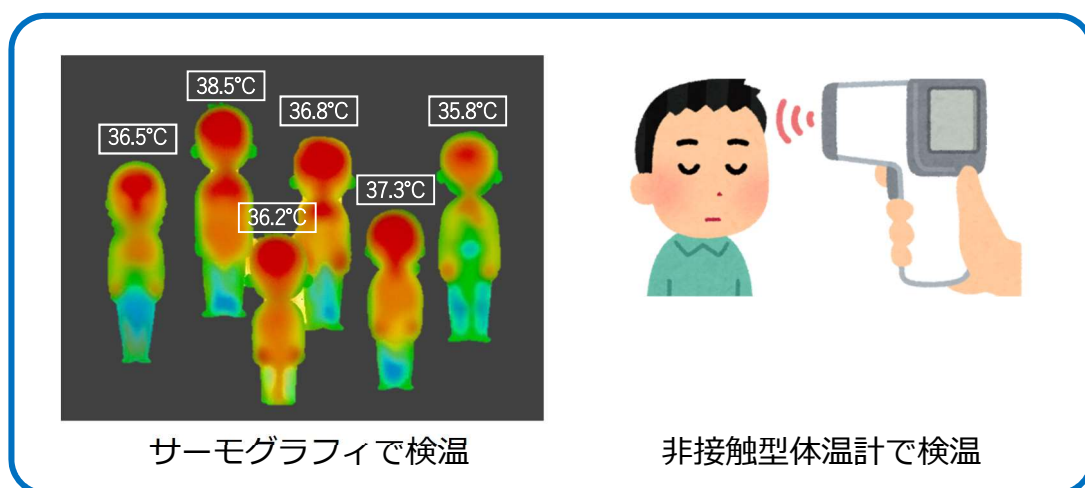
「1 感染症予防策の徹底」に示した基本的な感染症予防策を継続して実施するとともに、在校時間全般にわたって児童・生徒等の健康状態に注意を払い、必要に応じて検温するなど、健康観察を丁寧に行うこと。また、以下の事項に留意すること。

ア 登校時の健康状態の把握

学校は、児童・生徒等に対して、毎朝、自宅で検温するよう指示し、校舎に入る前に健康観察票（別添様式を参考にすること。）を提出させる。または、健康観察票記載の項目についてオンライン等を活用し、登校前に提出させることにより、児童・生徒等の健康状態を登校時点（校舎に入る前）に確認すること。

なお、家族内に濃厚接触者又は健康観察者がいる場合や、児童・生徒等に発熱等の風邪の症状や腹痛、下痢などの胃腸炎が見られる場合は、原則として自宅で休養するよう指導すること。

登校時に健康観察票等により健康状態を確認できなかった、また健康観察票で体温が 37 度以上の記載のあった児童・生徒等については、直ちに別室等で検温するとともに、風邪の症状などを確認すること。



イ 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合への準備

校長は、感染症が疑われる児童・生徒等の発生時における校内の連絡協力体制をあらかじめ決めておく。

ウ 児童・生徒等が体調不良を訴えた場合の対応

- 養護教諭をはじめ教職員等は、体調不良者の状態を確認し、管理職と連携しながら、必要な対応について判断する。

- 感染症が疑われる児童・生徒等については別室で対応し、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員等を限定する。対応に当たる教職員等は、自身や当該児童・生徒等が正しくマスクを着用しているかを確認し、当該児童・生徒等とともに手洗いした上で、別室へ移動する。また、他の児童・生徒等と寝具やタオル等を共有しないようにする。対応後も、教職員等は手洗いを徹底する。

例) 個室を複数準備する、同室内で2 m以上の距離を確保する、パーティション等で区切る 等

- 体液に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策(ゴム手袋やフェイスシールド等)をとって対応し、前後の手洗いを徹底する。
- 感染症が疑われる児童・生徒等は、速やかに保護者に連絡した上で下校させる。下校方法については保護者と相談する。
- 下校するまで定期的に健康状態を確認する。下校後の医療機関の受診を勧め、家庭内での注意事項について資料を渡して伝える。登校の再開については、主治医や学校医と相談する。



※家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 下校後は、当該児童・生徒等が手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、部屋の換気を十分に行う。

エ ごみの分別

- 咳エチケットで出たごみ(鼻をかんだティッシュ等)を捨てる専用のごみ箱を準備する。
- ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとする。中のごみをまとめるときは、中身に直接触れないようにしっかり縛り、燃えるごみに出す。ごみ箱の処理をした後は、流水と石けんで手を洗う。

(2) 段階的な教育活動の再開

ア 基本的な考え方

学校の教育活動の再開に当たっては、子供の学びの保障を図るため、校内における新型コロナウイルス感染症予防策を徹底した上で、次の考え方に基づき実施可能な教育活動を段階的に開始する。

- 児童・生徒等一人一人が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身

に付けるとともに、自ら判断し、感染を防ぐ行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行う。

- 知・徳・体をバランスよく組み合わせた教育活動を実施する。
- 学校は、児童・生徒がこれまで行ったオンライン等による家庭での学習内容の定着を確認した上で、今後の学校での指導や家庭学習を実施する。
- 新型コロナウイルス感染症の第2波に備え、学校におけるオンライン学習の充実に取り組むとともに、登校による学習とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせる。

イ 段階的な教育活動の再開時の学校運営上の重点項目

(ア) 感染リスクを抑えた段階的な分散登校の実施

校内での密集を避けるため、登校する児童・生徒等の数、登校する日数及び在校時間を段階的に増やしていく分散登校を実施する。

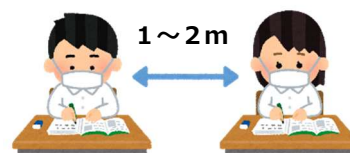
(イ) 時差通学

時差通学を実施し、公共交通機関が混雑する時間を避けた時間帯となるよう、始業・終業時刻を設定する。

(ウ) 教室等における密集の回避

(a) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

- ・普通教室においては、生徒の在室を20人程度にとどめ、生徒同士の間隔をおおむね1～2m確保する。その際、対面とならないよう留意する。



- ・その他の教室については、床面積に応じて、上記に準じて判断する。

(b) 特別支援学校

- ・特別教室等で20人以上の集団での教育活動となる場合は、学習集団を分けるなどの対策を講じる。

(I) 職員室等における感染症対策

職員室等における勤務については、他者との間隔をおおむね1～2m確保できるようにし、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにする。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、教室等を活用して教職員等が分散勤務をすることも考えられる。会議等を行う際は、換気をしつつ広い部屋で、最少の人数で行うなどの工夫をするとともに、オンライン会議システム等を積極的に活用すること。

ウ 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校における段階的な分散登校の実施

段 階	I 期	II 期	III 期
登校形態	分散登校・時差通学（出勤ピークを避けた時間帯に登下校）		
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/6程度	1/3程度	1/2程度
在校時間	2時間程度	2.5時間程度	6時間程度
登校の日数	1日	週に1～3日程度	週に3～4日程度

< I 期 >

(ア) 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の1/6程度（1学年の生徒数の半数程度）とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

(イ) 在校時間

2時間程度とし、生徒の心身の健康状態の把握、課題の提示や確認など学習面での支援や指導等を行う。

(ウ) 登校頻度

1日実施する。

(例) 全日制の場合

- ・ 1クラスを半分に分け、午前・午後で登校
- ・ 1学年は水曜日、2学年は木曜日、3学年は金曜日

< II 期 >

(ア) 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の1/3程度（1学年の生徒数程度）とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

(イ) 在校時間

2.5時間程度とし、短縮30分授業3コマを基本とする。

(ウ) 登校頻度

原則、週当たり1～3日程度とする。登校しない日は、オンライン学習等の家庭学習を実施する。

(例) 全日制の場合

- ・ 1クラスを半分に分け、午前・午後で実施する。

- 1 学年は月曜日、水曜日、金曜日の午前・午後
- 2 学年は月曜日、火曜日、木曜日の午前・午後
- 3 学年は火曜日、木曜日、金曜日の午前・午後
- ・学年ごとに、午前か午後のいずれかの時間帯に登校させ、1 クラスを半分ずつ別教室に分けて実施する。
 - 1 学年は月曜日の午前、水曜日の午後、金曜日の午後
 - 2 学年は月曜日の午後、火曜日の午前、木曜日の午後
 - 3 学年は火曜日の午後、木曜日の午前、金曜日の午前

＜Ⅲ期＞

(ア) 実施規模

一度に集める生徒数は、全生徒数の1 / 2程度とする。ただし、定時制・通信制と島しょの学校は、学校規模に応じて判断する。

(イ) 在校時間

6時間程度とし、短縮40分授業6コマを基本とする。

(ウ) 登校頻度

原則、週当たり3～4日程度とする。登校しない日は、オンライン学習等の家庭学習を実施する。

(例) 全日制の場合

- ・1 クラスを半分に分け、グループごとに登校による学習とオンライン学習等の家庭学習を1日おきに実施する。
- ・学年ごとに登校による学習とオンライン学習等の家庭学習を1日おきに実施する。

＜他の実施形態＞

家庭と学校でのオンラインによる双方向の学習環境が整備され、生徒の学習状況の把握や生徒間の対話等も可能であるなど、登校による学習と同等の成果が見込める場合は、登校による学習をオンライン学習により代替できるものとする。

＜Ⅲ期終了後＞

Ⅲ期が終了した後も、常に感染症のリスクを念頭に置いた配慮を行うこと。生徒同士の距離を空ける、グループに分かれて学習する、学校での学習とオンライン等を活用した家庭学習を組み合わせるなど、生徒が密集した状態をできるだけ作らない工夫を行うこと。

工 特別支援学校における段階的な分散登校の実施

- ・中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

段 階	I 期	II 期	III 期
登校形態	分散登校・時差通学（出勤ピークを避けた時間帯に登下校）		
一度に集める生徒の 全生徒数に対する割合	1/3 程度	1/3 程度	2/3 程度
在校時間	2 時間程度	4 時間程度	6 時間程度
登校の日数	1 日	週に 1～2 日程度	週に 2～3 日程度

- ・特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

段 階	I 期	II 期	III 期
登校形態	分散登校・時差通学（スクールバス又は出勤ピークを避けた時間帯に登下校）		
在校時間	午前	通常	通常
登校の日数	1 日程度	週に 1～3 日程度	週に 2～4 日程度

< I 期 >

- (ア) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科
 - ・学年単位での登校を基本とし、在校時間及び登校頻度は、都立高校に準ずる。
- (イ) 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）
 - ・各学年（学部）1 日程度登校し、児童・生徒等の心身の健康状態の把握や支援、学習や生活に関する課題の提示や確認などを行う。
 - ・居場所確保のために午後も在校する児童・生徒等を除き、午前中のみ活動を基本とする。
 - ・居場所確保のための児童・生徒等の受け入れは、継続する。

< II 期 >

- (ア) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科
 - ・学年ごとに週 1～2 日程度、混雑を避けた時差通学を行う。
 - ・在校時間は、4 時間程度とし、実施時間帯により給食の提供を行う。

(イ) 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

- ・学年（学部）ごとに週に1～3日程度登校する。スクールバス内の児童・生徒数や座席の配置に配慮するとともに、スクールバスを利用しない児童・生徒等は、混雑を避けた時差登校を行う。
- ・下校時刻は、平常時と同様とする。
- ・居場所確保のための児童・生徒等の受入れは、継続する。

<Ⅲ期>

(ア) 中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科

- ・学年ごとに週2～3日程度、混雑を避けた時差通学を行う。
- ・在校時間は、6時間程度とし、登校学年には給食の提供を行う。

(イ) 特別支援学校（中高一貫型聴覚障害特別支援学校、知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外）

- ・学年（学部）ごとに週に2～4日程度登校する。登校及び下校時刻は、上記「Ⅱ期」と同様とする。
- ・居場所確保のための児童・生徒等の受入れは、継続する。

<Ⅲ期終了後>

Ⅲ期が終了した後も、常に感染症のリスクを念頭に置いた配慮を行うこと。児童・生徒等同士の距離を空ける、グループに分かれて学習する、学校での学習とオンライン等を活用した家庭学習を組み合わせるなど、児童・生徒等が密集した状態をできるだけ作らない工夫を行うこと。

(3) 分散登校期間における教育活動上の留意点

ア 感染症対策に留意した各教科等の指導

- 教員及び児童・生徒等は、マスクの着用を基本とし、飛沫感染の防止に努める。
- 感染症対策を講じてもなお飛沫感染の可能性が高い活動は行わない。
 - (例) グループや少人数等による話し合い活動
 - 体育における身体接触を伴う活動
 - 音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
 - 家庭科における調理実習
- 実技を伴う体育の授業を実施する場合の注意事項
 - ・熱中症に留意するとともに、児童・生徒の休業中の体力の低下や健康状況を考慮し、基本的な技能を身に付ける運動や体力トレーニングを行う。

- ・可能な限り屋外で実施する。体育館や武道棟で実施する場合は十分な換気を行う。
- ・個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をする。
- ・体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。令和2年5月21日付事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（スポーツ庁）を踏まえて対応する。
- ・更衣室は、定期的に換気するとともに、児童・生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、児童・生徒間での使い回しは極力避ける。
- ・水泳指導については、令和2年5月22日付事務連絡「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（スポーツ庁・文部科学省）を踏まえて様々な感染リスクへの対策を講じる必要がある。

参 考

体育科・保健体育科における実技を伴わない授業の教材例や、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動例、家庭で楽しく取り組める運動等のコンテンツを紹介しています。

- ◆令和2年5月1日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた保健体育科年間指導計画見直しのための参考資料等の送付について」（東京都教育庁指導部指導企画課）

● 体育以外の授業を実施する場合の注意事項

- ・実技や実験、実習等で使用する楽器や用具等は、児童・生徒間での使い回しを極力避け、共用する場合には手が触れる部分をその都度消毒する。
- ・児童・生徒が対面で着席したり、顔を寄せ合ったりすることのないよう、グループの人数や座席配置を工夫する。

イ 体育館等で新入生ガイダンス等を実施する場合

- 参加者は対象学年の児童・生徒等のみとし、児童・生徒等同士の間隔をおおむね1～2m確保する。
- 2方向の窓やドアを開けるなど、十分な換気を行う。
- 内容を精選し、全体の時間が長くないよう配慮する。

ウ 学校給食及び昼食

- 配膳・下膳の際は、密集を避けるよう指導する。例えば、児童・生徒等が間隔を空けて並ぶために立ち位置をマーキングするなどして、密集を避けて配膳を行う。
- 喫食場所を分散するなどして、喫食の場所の密集を避けるとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話を控えるよう指導する。
- 特別支援学校においては、配膳を行う教職員は消毒を徹底し、家庭から持参している自助具等の消毒を確実にを行う。
- 配膳の際は、マスクの着用、前後の手洗いなど、衛生管理を徹底させる。
- 喫食の前後には、児童・生徒等全員の手洗いを徹底させる。
- 喫食の際は、着用していたマスクを布又はビニール袋等に入れて適切に保管するよう指導する。

エ 休憩時間

教室等の窓を開け、換気を徹底する。

児童・生徒等が互いの間隔を適切にとるとともに、休憩時間終了後等に手洗いを徹底するよう指導する。

オ 清掃活動

2方向の窓やドアを開けるなど十分な換気を行った上で、マスクを着用して行い、終了後は、必ず流水と石けん等を使用して手洗いを行うよう指導する。共用した清掃用具は、清掃活動終了後に消毒する。

カ 児童・生徒等への注意喚起

次の注意事項をホームルーム等を通じて周知するとともに、適宜、放送等を活用した注意喚起を実施する。

- ・マスクの着用、手洗いの励行
- ・「3密」を避けた行動（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、間近で会話や発声をする密接場面という三つの条件のある場をできるだけ回避する。）
- ・教室等の換気
- ・下校後や登校しない日の不要不急の外出を避けること。

キ 部活動

(ア) Ⅱ期までは、実施しない。

(イ) Ⅲ期においては、次の点に留意し、感染症予防策を徹底した上で実施するものとする。

- ・更衣室や部室は、定期的に換気するとともに、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- ・生徒の健康・安全の確保のため、教員や部活動指導員が、地域の感染状況や生徒の体力、健康状況を考慮し、実施内容や方法を工夫するとともに、部活動の実施状況を確実に把握する。
- ・基本的な技能を身に付ける活動や体力トレーニングとし、身体接触を伴う活動、向かい合って発声する活動など飛沫感染のおそれのある活動は行わない。
- ・使用する用具等は、使用前に消毒を行うとともに、生徒間での使い回しは極力避ける。

ク 特別支援学校における身体的距離の確保

(ア) 教室内では、児童・生徒等間の距離を適切に確保できるように努めるとともに、児童・生徒等が対面とならないような座席配置を工夫する。

(イ) 指導のために児童・生徒等と近距離で接する場合や、対面での指導が必要な場面では、マスクの着用などの基本的な感染予防の配慮を徹底する。

(4) 教育活動の再開に当たっての配慮事項

ア 児童・生徒等の心身の状況の把握と心のケア等

(ア) 支援が必要な児童・生徒等の早期発見・早期対応に向けた取組

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のために、学校再開後すぐに、全ての児童・生徒等のストレス度を把握するとともに、教職員が児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようにするための取組を行う。

その上で、児童・生徒等の気になる様子について教職員間で情報を共有するとともに、都立高校等においては、必要な生徒からスクールカウンセラーによる面接を実施する。生活や福祉等の支援が必要とされる生徒については、ユースソーシャルワーカー等による支援を行うなど、適切な役割分担により対応する。

(イ) 学校・家庭・地域の連携による「子供が安心して相談できる環境」の構築

全ての児童・生徒等に、相談窓口一覧を配布し、どんなに小さなことでも心配なことがある場合は、身近にいる信頼できる大人や、24時間受付の「東京

都いじめ相談ホットライン」等の相談機関に相談するよう伝える。特に、中学生・高校生に対しては、「相談ほっとLINE@東京」等、SNSによる教育相談も活用できることを重ねて周知する。

さらに、学校だよりや学校ホームページ等により、保護者や地域に対して、学校再開後の家庭における児童・生徒等の見守りについて依頼するとともに、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

参 考

支援が必要と思われる児童・生徒等の早期発見・早期対応のための児童・生徒対象アンケート、教職員用チェックリスト、児童・生徒等が相談できる相談窓口一覧等の資料について紹介しています。

◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

18歳以下の若年層の自殺は、学校の長期休業明けに増加する傾向があり、特に、新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業においては、児童・生徒の心が不安定になる場合があると考えられます。臨時休業明けの学級指導等における全ての児童・生徒に対する指導や、気になる様子が見られる児童・生徒に対する支援について掲載しています。

◆令和2年5月22日付2教指企第280号「児童・生徒の自殺予防について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

イ 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止

感染者、濃厚接触者とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為をしないこと、医療や社会生活を維持する業務の従事者等、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために最前線で尽力されている方々に感謝の念をもつことについて、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行う。

- 臨時休業明け当初に、新型コロナウイルス感染症に起因するいじめ等の防止の観点から、「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を生まないための指導について」（教育庁指導部指導企画課から別途送付）を参考に、校長等が講話を行う機会を設ける。その際、全校放送等で講話を行うなど、感染症対策を十分に講じる。また、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止に向けた指導を継続的に行う。

参 考

新型コロナウイルス感染症について、正しく理解し、適切な行動がとれるようにするためのポイント及び講話例を紹介しています。

◆令和2年5月22日付2教指企第237号「学校の教育活動再開後及び令和2年度の健全育成に係る取組について（通知）」（東京都教育庁指導部指導企画課）

(5) 登校の判断

ア 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等について

- 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等（以下「医療的ケア児」という。）が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。
- 基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒等についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、個別に登校の判断をする。
- 登校すべきでないと判断した場合、出欠の扱いは「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

イ 海外から帰国した児童・生徒等について

- 国や地域を問わず、留学等から帰国した児童・生徒等については、帰国後2週間は本人又は保護者との連絡を密にし、外出を控え、自宅に滞在するよう要請する。留学先によっては、日本に帰国した後、検疫所長の指定する場所等で実施したPCR検査結果が判明するまでの待機や、公共交通機関の使用自粛の要請等もあり得る。
- これらの場合の出欠の扱いは「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童・生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

ウ 感染症の予防上、保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合について

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対して、感染を予防するために保護者が児童・生徒等を出席させなかった場合には、登校できない児童・生徒等に連絡を取り、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応を行う。
- この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。その際、指導要録上の取扱いは「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

(6) 特別支援学校における留意点

ア スクールバス・医療的ケア児専用通学車両について

- 運送契約に基づき、通常どおりの運行とする。
- 毎朝、児童・生徒等の検温を必ず行い、連絡帳への記入を徹底するよう保護者に依頼すること。
- 発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養し、バスに乗車することのないよう保護者に依頼すること。
- 児童・生徒等は、バス乗車時に手指消毒を行うこと。
- スクールバス・医療的ケア児専用通学車両運行中は、可能な限り利用者の席を離し、定期的に窓を開け、十分な換気を行うとともに、車内室温にも留意すること。
- バス事業者には別途、都教育委員会から、乗務員に対し、手洗い・咳エチケットの励行やバス車内の清掃・消毒の徹底、出発前・到着後の換気の徹底など車両における感染予防策の徹底に係る取組について通知している。

イ 寄宿舎における対応について

- 寄宿舎においても、「3つの密」の回避を徹底するとともに、正しい手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を実施するなど、本ガイドラインの内容を踏まえ、万全の感染症対策を講じること。
- 入舎する児童・生徒等について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、都立学校教育部特別支援教育課と寄宿舎における対応を協議すること。

(7) 子供の居場所確保

中高一貫型の聴覚障害特別支援学校及び知的障害特別支援学校高等部就業技術科以外の特別支援学校については、分散登校により登校日ではない児童・生徒等について、保護者の都合により自宅等で過ごすことが困難な場合、また、当該児童・生徒等の精神的な安定という観点から必要な場合は、事前の申込みにより感染症対策を行った上で、学校で過ごすことができるようにする。この場合、公共交通機関を利用する児童・生徒等は、混雑時を避けるよう配慮する。

(8) 年間指導計画等の見直し

ア 基本的な考え方

- 令和2年4月9日付事務連絡「臨時休業解除後の教育活動の検討に当たって」に基づき、学習指導要領に示された教科・科目の内容や総合的な探究の時間の学習、特別活動をバランスよく指導する計画を立てる。
- 臨時休業中のオンライン等による家庭学習と教育活動再開後の学習(学校での学習と家庭学習)を合わせて学習指導要領に示された内容が学習できるように年間指導計画を見直す。
- 学習指導要領に示された内容の指導を年度内に終えることができなかった場合、特例的な対応として、次のことが考えられる。
 - ・次年度等に実施する教科・科目の中で指導する。
 - ・追加の家庭学習を課して、その成果を把握する。

参 考

都教育委員会は、高等学校の学校再開後の年間指導計画を検討するに当たって参考となる各科目の指導モデル例を示しています。学習すべき内容を、「学校で学習すること」と「家庭で学習すること」に分け、効率的な学習指導が行われることが必要です。

◆令和2年5月20日付「学校再開後の各科目の指導計画の検討について」

(東京都教育庁指導部高等学校教育指導課)

特別支援学校においては、学校再開後の指導内容の具体的検討例を示しています。学習すべき内容を「指導の際、配慮の必要なこと」と「家庭等との連携で実施すること」の視点から捉え、個別指導計画を検討することが必要です。

◆学校再開後における指導について<特別支援学校(各教科等)>

(東京都教育庁指導部特別支援教育指導課)

イ 東京都立学校の管理運営に関する規則に基づく学期及び長期休業日の取扱いについて

(ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

学期及び長期休業日は、次のとおり変更する。

- 学期
 - ・1学期 4月1日から8月23日まで
 - ・2学期 8月24日から12月31日まで
- 長期休業日
 - ・夏季休業日 8月8日から8月23日まで
 - ・冬季休業日 12月26日から1月3日まで

ただし、上記以外の設定をする場合は、都教育委員会の許可を受けること。

(イ) 特別支援学校

学期及び長期休業日は、次のとおり変更する。

- 学期
 - ・ 1 学期 4月1日から8月23日まで
 - ・ 2 学期 8月24日から12月31日まで
- 長期休業日
 - ・ 夏季休業日 8月1日から8月23日まで
 - ・ 冬季休業日 12月26日から1月5日まで

(ウ) その他

学校閉庁日については、令和2年4月3日付2教総策第64号「令和2年度都立学校における学校閉庁日の設定について（通知）」に基づく。

ウ 学習評価

(ア) 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、児童・生徒が家庭等で取り組んだプリント等やオンラインで実施した Web テストの結果、学習履歴等の学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映することができるよう工夫する。

(イ) 年間を通した評価の考え方

臨時休業の長期化により、各教科・科目等、特に体育、芸術科目、専門科目等、実技を中心とした科目の学習が十分に行えない場合を想定し、提出された課題等の内容により総合的に判断した上で評価するなど、あらかじめ評価方法を設定する。

上記(ア)(イ)を踏まえ、学校として今年度の各教科・科目、総合的な探究の時間等の学習評価の方針を立て、児童・生徒及びその保護者に丁寧に説明する。

(ウ) 1 学期の評価

臨時休業中の家庭学習や教育活動再開後の学習（学校での学習と家庭学習）の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価する。

指導の順序を変更した結果、行うことができなかった実技や実習については、2 学期以降の学習の成果として評価する。

エ 学校行事

(ア) 都立高校・中等教育学校・都立高校附属中学校

12月までに実施予定の、児童・生徒等が学年（学部）を超えて一堂に集まって行う活動（文化祭、体育祭等）、宿泊を伴う行事や校外での活動は、延期又は中止する。

(イ) 特別支援学校

上記(ア)に準ずるが、移動教室及び修学旅行については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を把握し、実施の可否を判断する。

オ 健康診断の実施

- 実施時期や方法について、学校医・学校歯科医・関係機関等に相談し、可能な限り速やかに実施すること。その際、感染症対策をとった実施方法として、以下の点に注意すること。
 - ・会場は十分に換気する。
 - ・会場には一度に多くの人数を入れない。
 - ・整列させる際には1～2mの間隔を空け、密集しないようにする。
 - ・健康診断の前後の手洗い、咳エチケットを徹底する。
 - ・会場では会話や発声を控える。
- 結核検診や心臓検診、腎臓・糖尿病検診については、可能な範囲で先行して実施する。
- 検査に必要な器具を適切に消毒すること。

II 臨時休業編

学校の再開後、再度感染者が増加する事態が想定される。今後、新型コロナウイルスとともに社会で生きていくためには、感染リスクはゼロにはならないという認識に立ち、感染症対策の徹底と学習の保障の両立を図り、第2波に備えていくことが必要である。

1 学校において感染者等が発生した場合の対応

学校において感染者等が発生した場合には、学校医や保健所等と連携して速やかに対応し、学校での集団発生を防いでいく。

(1) 感染の疑いがあると判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が濃厚接触者と特定されるなど、感染の疑いがあるとの情報を得た場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染の疑いがある者が児童・生徒等の場合、校長は必要に応じて、学校医や保健所等に相談の上、学校保健安全法（以下「法」という。）第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、自宅勤務、事故欠勤等により出勤させない措置を、それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。

なお、出席停止等の期間は、感染がないと確認できるまでとする。

感染の疑いがある者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	感染がないと 確認できるまで
教職員等	自宅勤務、事故欠勤等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 原則として臨時休業は実施しない。ただし、校内での集団発生が疑われる場合には、衛生主管部局（保健所を含む。）等の助言等を参考に、必要に応じて臨時休業を実施する場合がある。

(2) 感染者が判明した場合

ア 校長は、児童・生徒等や教職員等、学校関係者が感染したと判明した場合は、症状の有無や経過、学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等について、本人等に確認を行う。感染者が児童・生徒等の場合、法第19条に基づき出席停止の措置を、教職員等の場合、事故欠勤、病気休暇等の措置を、

それ以外の学校関係者の場合、校内への立入禁止の措置を行う。出席停止等の期間は治癒するまでの間とし、治癒は医療機関ないし保健所の判断に基づく。

感染者	措置	期間
児童・生徒等	出席停止	治癒するまで (医療機関ないし保健所の判断に基づく。)
教職員等	事故欠勤、病気休暇等	
それ以外の学校関係者	校内への立入禁止	

なお、本項の状況の下、接触者に感染の疑いのある場合、前項（１）による取扱いを同様に行う。

イ 校長は、校内での感染の疑いがある者について接触歴等の情報をまとめ、学校所在地の保健所に相談する。また、学校医への相談、学校経営支援センターへの報告を行う。

ウ 保健所の指示による感染者の行動範囲の消毒及び校内での濃厚接触者の特定がなされるまで、原則として学校を臨時休業とする。

なお、感染した者等の学校内における活動の態様、接触者の多寡、感染経路の明否等を総合的に考慮し、衛生主管部局（保健所を含む。）と相談の上、学校医と連携しつつ、必要に応じて、休業の実施の有無、規模、期間について検討し、学校の一部又は全部を休業する場合がある。

エ 接触者であっても濃厚接触者に特定されなかった児童・生徒等及び教職員等については、感染予防策を徹底して行っていたのであれば、原則として、登校は可能と考えられる。ただし、学校は、これらの者に対し、引き続き感染予防策を徹底させるとともに、児童・生徒等については健康観察票を提出させ、教職員等には健康チェック票により健康状態を把握する。

2 地域の感染状況を踏まえた対応

特定の地域におけるクラスターの発生状況や感染がまん延している場合等によっては、一部又は全ての学校において休業等の措置を行うこともあり得る。そのような場合においても、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童・生徒の学びを保障する観点からどのような対応が必要か検討した上で、きめ細やかに対応する必要がある。

さいごに

学校においては、児童・生徒の学びを止めないという視点に立ち、段階的な分散登校を実施したり、学校とオンライン学習等による家庭学習を組み合わせたりして、児童・生徒の学習の保障を図っていくことが重要である。